

台東区健康部国民健康保険課
 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
 台東区役所代表電話 5246-1111
 台東区HPアドレス
<https://www.city.taito.lg.jp>



台東区 医療保険制度のお知らせ (国民健康保険・後期高齢者医療制度)

主な内容

1面 令和3年度国民健康保険料の所得割料率・均等割額が決定しました 2面 国民健康保険料の納め方/国民健康保険料のお支払いは口座振替で! / 特別徴収の方でも口座振替に変更できます/保険料のお支払いが困難なときは/国民健康保険料の賦課決定の期間制限について/国民健康保険は助け合いの制度です 3面 均等割額の軽減措置について/会社都合等により退職された方の保険料の軽減について/後期高齢者医療制度に加入する方に扶養されている方の保険料の減額について/国民健康保険の加入・喪失手続きに必要な書類について 4面 国民健康保険被保険者証の枝番の追加について/国民健康保険被保険者証の発送について/国民健康保険高齢受給者証について/外国籍の方の国民健康保険被保険者証の有効期限について/給付金の申請を忘れていませんか? / 70歳以上の方の高額療養費について 5面 【総合健康診査】を受診してください/マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります 6面 後期高齢者医療制度のお知らせ

令和3年度 国民健康保険料の所得割料率・均等割額が決定しました

令和3年6月15日(予定)に国民健康保険料の通知書を発送します

所得割料率				均等割額				最高限度額			
	3年度	2年度	前年度比較(ポイント)		3年度	2年度	前年度比較		3年度	2年度	前年度比較
医療分	7.13%	7.14%	△0.01	医療分	38,800円	39,900円	△1,100円	医療分	630,000円	630,000円	0円
後期高齢者支援金分	2.41%	2.29%	+0.12	後期高齢者支援金分	13,200円	12,900円	+300円	後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	0円
小計	9.54%	9.43%	+0.11	小計	52,000円	52,800円	△800円	小計	820,000円	820,000円	0円
介護納付金分*	2.18%	1.99%	+0.19	介護納付金分*	17,000円	15,600円	+1,400円	介護納付金分*	170,000円	170,000円	0円
合計	11.72%	11.42%	+0.30	合計	69,000円	68,400円	+600円	合計	990,000円	990,000円	0円

*国民健康保険料に含まれる介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象となります。*65歳以上の方の介護保険料は、介護保険課より別途通知されます。

保険料の計算方法 次のモデル世帯で保険料を計算します

世帯構成		令和2年中の収入		総所得
世帯主	41歳	給与収入	4,230,000円	2,942,400円
妻	38歳	給与収入	600,000円	50,000円
子	11歳	収入なし	0円	0円

加入者の賦課のもととなる所得を求めます

総所得-43万円

賦課のもととなる所得	
世帯主	2,512,400円
妻	0円
子	0円

賦課のもととなる所得とは?

前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

加入者全員の賦課のもととなる所得 2,512,400円

区分ごとの保険料は

区分	説明	所得割額	均等割額	合計
医療分保険料 (加入者全員)	皆さんの医療費にあてられる保険料です	加入者全員の賦課のもととなる所得 2,512,400円 × 料率 7.13%	一人あたりの均等割額 38,800円 × 加入者数 3名	① 295,534円
後期高齢者支援金分保険料 (加入者全員)	後期高齢者医療制度が円滑に運営されるためにあてられる保険料です	加入者全員の賦課のもととなる所得 2,512,400円 × 料率 2.41%	一人あたりの均等割額 13,200円 × 加入者数 3名	② 100,148円
介護納付金分保険料 (40~64歳の方)	40~64歳までの方の介護保険被保険者(第2号被保険者)の保険料です	対象者全員の賦課のもととなる所得 2,512,400円 × 料率 2.18%	一人あたりの均等割額 17,000円 × 対象者数 1名	③ 71,770円

一年間の保険料額(モデル世帯) (①+②+③) 467,452円

社会保険料控除について
 1月から12月までの1年間に納めた国民健康保険料は、確定申告等の際に社会保険料控除の対象となります。なお、申告の際には領収証書の添付は必要ありません。

あなたの世帯の保険料を計算してみましょう

医療分保険料	加入者(対象者)全員の賦課のもととなる所得	円	× 7.13%	+	一人あたりの均等割額 38,800円	×	加入者数(対象者数) 人	=	①	円
後期高齢者支援金分保険料		円	× 2.41%	+	一人あたりの均等割額 13,200円	×	加入者数(対象者数) 人	=	②	円
介護納付金分保険料 (40~64歳の方)		円	× 2.18%	+	一人あたりの均等割額 17,000円	×	対象者数 人	=	③	円
一年間の保険料額(あなたの場合) (①+②+③)										円



マイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)と身分証明書をご提示ください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度の申請・届出にはマイナンバー(個人番号)の記入と本人確認が必要です。詳しくは各担当へお問い合わせ下さい。

国民健康保険料の納め方 (1面のモデル世帯の場合)

普通徴収：納付書または口座振替で納めていただく方法です

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
年間保険料 (467,452円) を10回払い											
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
46,792円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円	46,740円

各月末日までに納付書または口座振替による納付

※各期別の保険料額は、年間保険料を支払い回数で割った金額(1円単位の端数は初回に含める)となります。そのため、1回の支払額は1ヶ月分ではありません。ただし、年度途中で保険料が変更になった場合は、この限りではありません。
 ※納付書でお支払いの場合は、お近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。

特別徴収：年金から納めていただく方法です

次の①から④のすべてにあてはまる世帯が特別徴収の対象となります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している。
- ②世帯の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳から74歳までである(年度途中で世帯主が75歳になる場合を除く)。
- ③世帯主の介護保険料が年金より引かれている。
- ④世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と国民健康保険料の合計が年金額の2分の1以下である。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
引き落とし		引き落とし		引き落とし		引き落とし		引き落とし		引き落とし	
年間保険料を6回払い											
仮徴収3回						本徴収3回					
令和3年2月の特別徴収額もしくは令和2年度保険料2ヶ月相当分						令和3年度確定保険料より仮徴収額を差し引き3回で割った額					

年金支給月に国民健康保険料を年金から引き落とし

▼問い合わせ
 保険料の賦課について
 国民健康保険課資格係
 ☎(5246)1252

国民健康保険料のお支払いは口座振替で!

毎月末日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動的に振替ますので納めに出向く必要がなく、大変便利です。

特別徴収の方でも口座振替に変更できます

特別徴収(年金からの引き落とし)をやめて、口座振替を選択することもできます。ただし、口座振替で確実に納付していただける方に限ります。なお、お手続きをいただいた時期により、口座振替に切り替わるまで、4ヶ月ほどかかります。

保険料のお支払いが困難なときは

退職等で収入が減少したとき等、各期の保険料を一度に納めることが困難な場合は、分割して納めていただくこともできます。必ず保険料係までご相談ください。
 平日に相談することが困難な方は、毎月第2日曜日に1階⑤番窓口にて相談窓口を開設していますのでご利用ください。

◎保険料の支払いが滞ると...

災害など特別な事情がある世帯を除いて、保険料を滞納し続けたり、納付相談にも応じない世帯には、有効期限の短い保険証や、医療機関での自己負担が10割となる「被保険者資格証明書」の交付、保険給付の差止めと保険料への充当などの措置を講じます。また、法の定めにより滞納処分(預貯金、給与や不動産等の差押処分)を行います。

▼問い合わせ
 口座振替や保険料の納付について
 国民健康保険課資格係
 ☎(5246)1252

国民健康保険料の賦課決定の期間制限について

国民健康保険料は、原則として当該年度の最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降は、賦課(保険料を課すること)の決定及び変更ができません。

国民健康保険の喪失手続きや所得の修正申告などを遡って行った場合、保険料を減額することができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ
 国民健康保険課資格係
 ☎(5246)1252

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関を受診できるよう、加入者(被保険者)が所得に応じて保険料を出し払い、医療費の負担を助け合う制度です。
 加入者の方から納めていただく保険料と、国や東京都の交付金、区費を財源として運営しています。



均等割額の軽減割合と軽減判定基準額

軽減割合	軽減判定基準額(世帯の所得の合計)	
	令和3年度	〈参考〉令和2年度
7割軽減	43万円 ^{*1} 以下	33万円以下
5割軽減	43万円 ^{*1} +加入者数 ^{*2} ×28万5千円以下	33万円+加入者数 ^{*2} ×28万5千円以下
2割軽減	43万円 ^{*1} +加入者数 ^{*2} ×52万円以下	33万円+加入者数 ^{*2} ×52万円以下

- ※1 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
給与所得者等とは、給与収入55万円超の方及び公的年金収入が65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超の方をいいます。
- ※2 「加入者数」には、特定同一世帯所属者を含みます。特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度に移行した後も、引き続き同じ世帯にいる方のことで、その人数や所得も基準額の算出に含めます。
- 軽減判定基準日は当該年度の4月1日です。年度途中で新規加入世帯の場合は、国保加入日となります。
- 軽減判定基準日の翌日以降に人数等に変動があり上記条件に該当したとしても、再判定は行いません。
- 世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の他の加入者の方の所得と合計し判定します。
- 65歳以上の方で公的年金所得がある場合、公的年金所得から15万円を控除した金額で判定します。

均等割額の軽減措置について

令和2年中の所得が、左表の計算式によって算出される軽減判定基準額の範囲内の世帯については、均等割額が減額される制度があります。

判定は世帯主と国保加入者全員の所得で行います。所得のない世帯も申告が必要です。申告がお済みであれば、国民健康保険課へのお手続きは不要です。

会社都合等により退職された方の保険料の軽減について

解雇・倒産等で非自発的に職を失った方は、届出により、国民健康保険料が軽減される場合があります。

●対象者

左記①・②両方の条件を満たしている方
①離職日時点で65歳未満の方

②雇用保険の特例受給資格者【特】、高年齢受給資格者【高】以外の雇用保険受給資格者であり、かつ、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当している。

●軽減の内容

離職年月日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得に100分の30をかけて、保険料を計算します。また、高額療養費の所得区分の判定においても適用します。

●必要な書類

- ①雇用保険受給資格者証(原本)
- ②本人確認できるもの(運転免許証、パスポート等)
- ③マイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)

※この軽減対象期間内に被用者保険の適用がある会社に再就職したがすぐ離職し、雇用保険の受給資格が発生しない場合は、お問い合わせください。

●受付場所・問い合わせ

国民健康保険課資格係(区役所2階⑫番窓口)
☎(5246)1252



後期高齢者医療制度に加入する方に扶養されている方の保険料の減額について

現在、被用者保険に加入している方が後期高齢者医療制度に移行する場合、その方の被扶養者は、保険の切り替え手続きが必要となります。

元被扶養の方は他の被用者保険や国民健康保険組合、国民健康保険のいずれかに加入する必要があります。

なお、国民健康保険に加入される65歳以上の方は、左記のとおり保険料が減額される場合があります。

●対象者

左記①・②両方の条件を満たしている方

①現在、被用者保険※に加入しているが、今後、後期高齢者医療制度に移行する方に扶養されており、かつ、年齢が65歳から74歳までである。

②国民健康保険に加入する。

※国民健康保険組合は除く。

●減額の内容

▽加入より2年間、均等割額が半額となります。

▽国民健康保険に加入している間、所得割額が全額免除となります。

●必要な書類

- ①被用者保険の被扶養者資格喪失証明書
- ②本人確認できるもの(運転免許証、パスポート等)
- ③世帯主のマイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)

◆世帯主のマイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)

●受付場所

国民健康保険課資格係
(区役所2階⑫番窓口)、
区民事務所、同分室



国民健康保険の加入・喪失手続きに必要な書類について

会社を退職する等、被用者保険や国民健康保険組合を喪失した場合は、国民健康保険に加入する手続きが必要です。また、国民健康保険に加入していた方が、新たに被用者保険や国民健康保険組合に切り替わる場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要になります。各事由が発生した日から、14日以内にお手続きください。

●加入の手続きに必要な書類

- ①被用者保険や国民健康保険組合の資格喪失証明書
- ②本人確認できるもの(運転免許証、パスポート等)
- ③マイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)

※住民票上別世帯の方が届出をする場合は、④委任状⑤代理人の本人確認ができるものが必要となります。

●喪失の手続きに必要な書類

- ①新たに加入した被用者保険や国民健康保険組合の被保険者証
- ②国民健康保険被保険者証
- ③マイナンバーがわかるもの(個人番号カード等)

●受付場所

国民健康保険課資格係(区役所2階⑫番窓口)、区民事務所、同分室
◆手続きは、郵送でも受け付けています。

▼問い合わせ

国民健康保険課資格係
☎(5246)1252

国民健康保険被保険者証の枝番の追加について

令和3年3月29日以降に交付する保険証には枝番(個人を識別する2桁の番号)が印字されます。それ以前に交付した保険証には枝番が印字されていませんが、そのままご利用いただけます。

なお、枝番が印字された保険証は、令和3年10月の保険証一斉更新時に送付いたします。

国民健康保険被保険者証の発送について

国民健康保険被保険者証は、原則2年ごとに一斉更新を行い、世帯主様あてに簡易書留で送付します。令和3年10月1日以降の保険証は9月上旬に発送予定です。

受取りができなかった場合は、郵便局で保管された後、台東区役所へ返送されます。

受取りができなかった方は国民健康保険課資格係☎(5246)1252までお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証について

国民健康保険に加入している方が70歳になると、自己負担割合を表示した「国民健康保険高齢受給者証」をお送りします。誕生月の翌月1日(1日生まれの方は誕生月の1日)から有効となります。医療機関で受診される場合は、保険証と一緒に窓口で提示してください。

高齢受給者証は満70歳になった月の下旬(1日生まれの方は前月)に世帯主あてに郵送します。

一部負担金の割合は、前年(1月から7月までは前々年)の所得によって2割または3

割負担となります。

問い合わせ

国民健康保険課資格係

☎(5246)1252

外国籍の方の国民健康保険被保険者証の有効期限について

在留許可の更新が遅れている方で保険証の有効期限が切れてしまった方は、パスポートや在留カードなどでビザ更新中の確認が取れば、有効期限を2カ月だけ延長することができます。

受付場所

国民健康保険課資格係(区役所2階⑫番窓口)、区民事務所、同分室

在留期限の満了日により、保険証の有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

給付金の申請を忘れていませんか?

国民健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。時効の起算日から2年過ぎてしまうと、給付を受けられなくなってしまいますのでご注意ください。

〈主な給付金の時効の起算日〉

給付金の種類	起算日
療養費	療養を受けた日(医療機関等を受診した日)の翌日
高額療養費	診療日の属する月の翌月1日
出産育児一時金	出産のあった日の翌日
葬祭費	葬祭を行った日の翌日

▶問い合わせ

国民健康保険課給付係

☎(5246)1253

【1か月の自己負担限度額】

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得:690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当 140,100円〉★	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得:380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当 93,000円〉★	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得:145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当 44,400円〉★	
2割 (後期高齢者医療制度加入者は1割)	一般世帯	18,000円 (外来年間合算該当 144,000円)※	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉★
	住民税 非課税等	区分Ⅱ 8,000円	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

★12か月間に4回以上、世帯の限度額を超えて高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から世帯の限度額が下がります。

70歳以上の方の高額療養費について

1か月間(同月内)にかかった医療費の自己負担額が、定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた費用を高額療養費として支給します。ただし、保険適用分の費用のみ対象となり、食事代や自費分は高額療養費の計算対象外です。対象の方には、申請書を診療月の約4か月後に送付しますので、ご提出ください。(後期高齢者医療制度の方は、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は自動で口座に振り込まれます)

※外来年間合算制度について

一般世帯については、**外来**にかかる1年間(令和元年8月1日~令和2年7月31日)の自己負担額合計額が個人で、**年間14.4万円**を超える場合、超過分が支給されます。対象者には、通知を送付します(国民健康保険の方は令和2年12月、後期高齢者医療制度の方は令和3年2月発送)のでご申請ください。

注1) 月ごとの高額療養費制度ですすでに振込先の口座が登録してある場合は自動で振り込みますので原則、申請手続きは必要ありません。

注2) 計算期間の途中で他の区市町村から転入したり、医療保険が変わった場合は、支給申請通知が届かない場合があります。対象になると思われる場合は、お問い合わせください。

●総合健康診査の検査項目

身体計測	身長・体重・BMI(肥満度) 腹囲(74歳以下の方のみ)
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
血液検査	脂質・肝機能・腎機能・尿酸・ 血糖・貧血 等
尿検査	尿糖・尿蛋白・尿潜血
心電図検査	不整脈や狭心症、心筋梗塞 等の心臓病の兆候
胸部X線検査	肺炎、肺結核、肺がん等の 呼吸器疾患の有無

※上記検査以外に、医師の診察があります。
 ※医師の判断により眼底検査と耳鼻咽喉科検査を別途実施する場合があります。また、医師の判断によっては一部の検査を実施しない場合もあります。
 ※総合健康診査と同時に台東区で実施している「大腸がん検診」も受診できます。

●実施場所
 実施医療機関一覧を受診票とともに送付

●対象者
 △台東区国民健康保険に加入している40歳以上の方
 △後期高齢者医療制度に加入している方
 ※医療機関を受診中の方も総合健康診査の対象です。かかりつけ医と相談の上、受診してください。

●費用 無料

台東区は、国で定められた「特定健康診査」に検査項目を追加した「総合健康診査」を無料で実施しています。
 対象の方には、青い封筒で誕生日ごとに受診票を送付します。
 生活習慣病予防や早期発見のため、年1回の健診を受診してください。

【総合健康診査】を受診してください

誕生日※	受診票の発送時期	受診期間
4月～8月生	第1期 5月末	6月1日～9月30日
9月～12月生	第2期 7月末	8月1日～11月30日
1月～3月生	第3期 9月末	10月1日～1月31日

※昭和21年6～7月生まれの方は、令和3年度のみ7月末に発送します。
 ※昭和21年8～9月生まれの方は、令和3年度のみ9月末に発送します。

この封筒が届いたら、健診を受診してください



▼問い合わせ
 国民健康保険課庶務係
 ☎(5246)1251

●費用 無料
 ●問い合わせ
 国民健康保険課庶務係
 ☎(5246)1251

●対象者
 「積極的支援」
 生活習慣病の危険性が高めの方
 「動機付け支援」
 生活習慣病の危険性が中程度の方

●実施内容
 保健師や管理栄養士などの専門家と面接を行った後、3～6か月の間、生活習慣の改善に取り組みます。

●費用 無料
 ●問い合わせ
 国民健康保険課庶務係
 ☎(5246)1251

●対象者
 「積極的支援」
 生活習慣病の危険性が高めの方
 「動機付け支援」
 生活習慣病の危険性が中程度の方

●実施内容
 保健師や管理栄養士などの専門家と面接を行った後、3～6か月の間、生活習慣の改善に取り組みます。

●費用 無料
 ●問い合わせ
 国民健康保険課庶務係
 ☎(5246)1251

●対象者
 「積極的支援」
 生活習慣病の危険性が高めの方
 「動機付け支援」
 生活習慣病の危険性が中程度の方

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります



- ①マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
 - ②オンラインであなたの医療保険資格を確認
- ※ 今までの保険証も引き続き使用できます。
 ※ 医療機関や薬局により開始時期は異なります。

こんなメリットがあります

就職・転職・引越しをしても、健康保険証としてずっと使えます。
 ※加入・喪失の届出は引き続き必要です。

オンライン資格確認により、医療機関や薬局での受付がスムーズになります。

高齢受給者証や限度額適用認定証※などの書類の持参が不要になります。
 ※保険料の滞納がある場合は、利用できないことがあります。

マイナポータルで自分の特定健診の情報(2021年3月から予定)、薬剤情報・医療費情報(2021年10月から予定)を確認できるようになります。

マイナポータルを通じて確定申告の手続きが簡単になります(令和3年確定申告より)。

利用申込みが必要です

健康保険証として利用する際は事前申込みが必要です。申込みはマイナポータルでできます。
 URL <https://myna.go.jp>



カードを持っていない方

スマートフォンやパソコンから、または郵送で申請ができます。申請方法についてはこちらをご覧ください。
 URL <https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse>



マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
 ◆一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合
 通知カード、マイナンバーカード **050-3818-1250**
 その他のお問合せ **050-3816-9405**

受付時間(年末年始を除く)
 平日 9:30～20:00
 土日祝 9:30～17:30

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 後期高齢者医療係 ☎ (5246) 1254 後期高齢者保険係 ☎ (5246) 1491

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方を対象とした医療制度です。後期高齢者医療保険料は東京都後期高齢者医療広域連合*で決められ、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、東京都内で均一です。

* 東京都後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

令和2・3年度 保険料額(年額)

$$\text{保険料額 (限度額 64万円)} = \text{均等割額 (A) 被保険者一人あたり 44,100円} + \text{所得割額 (B) 賦課のもととなる所得金額} \times 8.72\%$$

★賦課のもととなる所得金額とは?

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減措置

※軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

A 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計をもとに、均等割額を軽減します。

[表1]

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合(軽減後の均等割額)
43万円+{(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円}以下	7割(13,230円)
43万円+{(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円}+28.5万円×(被保険者数)以下	5割(22,050円)
43万円+{(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円}+52万円×(被保険者数)以下	2割(35,280円)

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合、{ }内を計算した額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

※65歳以上(令和3年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

B 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額★をもとに、所得割額を軽減します。

[表2]

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円まで	5割
20万円まで	2.5割

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

制度加入直前に社会保険の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度では、制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。

ただし、【表1】の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として介護保険料が引かれている年金と同じ年金から引き落とされます(特別徴収)。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替により納めていただきます(普通徴収)。

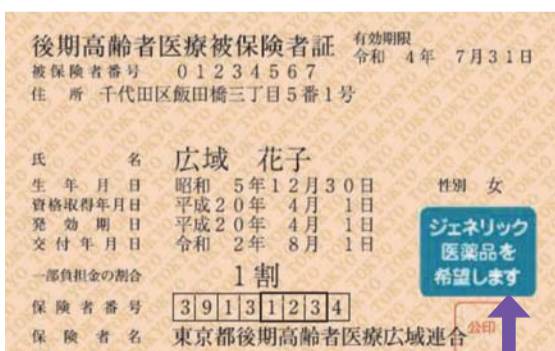
※年度の途中で75歳になられた方や他の区市町村から転入された方は、一定期間普通徴収となります。

※国民健康保険料の振替口座は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。

※年金からの引き落としを中止して口座振替を希望される方は、お申し出ください。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除されます。特別徴収の方は、ご本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、口座振替により保険料を納付していただいた方(口座名義人)に適用されます。



ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証送付時に同封している「希望シール」を保険証の文字にかからないところへ貼ってください。

ジェネリック医薬品希望シールをご活用ください。

保険証やお薬手帳に貼ることで、ジェネリック医薬品を希望していることが医療機関や薬局に伝わります。お薬代の負担軽減につながりますので、ぜひご活用ください。

お送りする通知は、令和元年中の所得金額をもとに暫定的に決定したものです。令和3年度の住民税が確定した後に再計算し、確定した保険料の通知を7月中旬にお送りする予定です。

※4月～6月の保険料額は、旧軽減割合で計算します。

令和3年度後期高齢者医療保険料(暫定分)の通知を4月中旬までに送ります

～ 後期高齢者医療制度は、みんなで支えています ～

この制度は、医療費の患者負担分を除き、原則として公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)の他、被保険者の方から納めていただく保険料(約1割)で運営しています。高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みを、世代を超えて、みんなで支えています。

還付金詐欺にご注意ください

区の職員が電話をしてATM等で還付金などの手続きを指示することはありません。少しでも怪しいと思ったら、区役所に確認し、警察へ相談しましょう。